

## 青梅市における新型コロナウイルス感染症にかかる公表基準

本市では、市職員等において新型コロナウイルスの感染が発生した場合には、次の基準に従い公表を行うこととする。

### 1 公表の趣旨

市の業務運営に対する市民の理解と協力を得るとともに、市内における感染拡大の防止および市民の安全で安心な生活を維持することを目的とする。

### 2 公表の対象

- (1) 市職員が感染した場合
- (2) 市の施設で感染が発生した場合

### 3 公表内容

次に掲げる情報について、5の留意事項を踏まえて公表する。

- (1) 市職員の勤務先または感染が発生した市施設名
- (2) 感染者の状況
- (3) 公衆衛生上の対策その他必要な事項

### 4 公表の方法

- (1) プレスリリース（必要に応じて記者会見）
- (2) ホームページ

### 5 留意事項

- (1) 感染者のプライバシーの保護に十分配慮しつつ、本人または関係者の同意を得た上で公表する。
- (2) 公表の内容については、保健所に相談の上、濃厚接触の状況や感染拡大のリスクなどを総合的に勘案し、個別に検討して判断する。
- (3) 指定管理業務従事者等において感染が発生した場合については、この基準を踏まえて事業者と協議の上判断する。

### 6 実施期日

令和2年7月13日